タクシー事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和5年11月)

11月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局管内累積点数
1	株式会社桔梗ハイヤー（法人番号１４４０００１００５３７４）代表者横田貴之	北海道函館市七飯町鳴川３丁目２４番１９号	本社営業所	北海道函館市桔梗３丁目４１番１０号	R5.11.2	輸送施設の使用停止（１０日車）、文書警告及び文書勧告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項　他6件	令和５年６月７日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。８件の違反が認められた。（１）点呼の記録義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（２）乗務等の記録事項義務違反（運輸規則第２５条第３項、第４項）、（３）運行記録計による記録保存義務違反（運輸規則第２６条第２項）、（４）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（５）運転者に対する指導監督の記録事項義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（６）整備管理者の選任（変更）の届出義務違反（運輸規則第４５条）、（７）指導主任者選任届出義務違反（道路運送法施行規則第６６条第１項第３号）、（８）指導主任者解任届出義務違反（道路運送法施行規則第６６条第１項第４号）	１	１
2	帯広ハイヤー株式会社（法人番号１４６０１０１０００３２３）代表者北村昌俊	北海道帯広市西１９条南１丁目７番地	本社営業所	北海道帯広市西１９条南１丁目７番地	R5.11.2	輸送施設の使用停止（７０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２１条第５項　他４件	令和５年６月２１日、長期未監査を端緒として監査を実施。６件の違反が認められた。（１）疾病・疲労等のおそれのある乗務（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２１条第５項）、（２）新任運転者に対する指導、監督義務違反（運輸規則第３６条第２項）、（３）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（４）運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（５）特定運転者に対する適性診断受診義務違反（運輸規則第３８条第２項）、（６）運行管理者の研修受講義務違反（運輸規則第４８条の４第１項）	７	７
3	株式会社ことぶき第一交通（法人番号５４４０００１００６６４４）　代表者西本厚三	北海道函館市広野町４番１１号	本社営業所	北海道函館市広野町４番１１号	R5.11.28	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第２４条第５項　他２件	令和５年７月２０日、公安委員会からの通報等を端緒として監査を実施。３件の違反が認められた。（１）点呼の記録事項義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第２４条第５項）、（２）運転者に対する指導監督の記録義務違反（運輸規則第３８条第１項）、（３）整備管理者の選任（変更）の届出義務違反（運輸規則第４５条）	０	０
	以下余白									